

事 務 連 絡
令和 4年 7月 25日

保育を利用する皆さまへ

北斗市市民部子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症に伴う自宅待機期間の短縮について

日頃より児童福祉の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、国は今般の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、濃厚接触者の自宅待機観を短縮する決定をしました。

これを受けて北海道は、濃厚接触者の自宅待機期間をこれまでの7日間から5日間へ変更しております。

北斗市においても、社会経済活動の維持、保育を必要とされる方の職場復帰を促進するため、自宅待機期間を短縮することといたしました。

今後は下記のとおり取り扱いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1.自宅待機期間

【変更前】 感染者との最終接触日の翌日から7日間
(7日間継続して無症状の場合、8日目解除)

↓

【変更後】 感染者との最終接触日の翌日から5日間
(5日間継続して無症状の場合、6日目解除)

2.短縮期間の対象者

7月22日以降に「感染の可能性のある方」として自宅待機している方

3.その他

5日間の待機期間解除後においても、7日目までは健康観察にご留意し、検温継続、感染リスクの高い施設などの利用、高齢者との接触は控えていただくようよろしくお願いいたします。

(保育係 73-3111)